



経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 第2回 事業再構築小委員会

ご説明資料

2024年8月22日

一般社団法人全国信用金庫協会
城北信用金庫

1. 信用金庫の特性等について



- 信用金庫は、相互扶助を基本理念とする協同組織の金融機関であり、定款に定められた地域を基盤として、地域の中小企業や居住者に対して必要な金融サービス等を提供。
- 信用金庫のミッション(社会的使命)は、「3つの特性」(協同組織性・地域性・中小企業専門性)を活かしながら、地域の発展を実現していくこと。

<協同組織性>

- 1人1票制のもと地域の人・企業の結合体として、相互扶助の理念に基づき事業を運営
- 「出資者 = 会員 = 利用者」の関係であることから、地域の支援に全力を傾注できる
- 地縁・人縁や業界のネットワークを活用した “課題解決の懸け橋”としての機能

<地域性>

- 地域とは運命共同体 (地域から逃げられない)
- 定款に定められた地域内で資金を循環
- 地域のお客様とは、Face to Faceの (顔の見える) 関係

<中小企業専門性>

- 「対象の専門性」により、中小企業への安定的な資金供給を確保(信用金庫の規模の大小に関わらず、事業性融資先は、従業員10人以下の先が8割、20人以下では9割)
- 中小企業の特長や経営実態等に即した本業支援

2. 信用金庫業界の概況について



(2024年3月末現在)

信用金庫数 **254 金庫**
(47都道府県をカバー)

店舗数 **7,077 店舗**
(1 金庫あたり約28店舗)

役職員数 **97千人**
(1 金庫あたり約380人)

会員数 **878万人**
(1 金庫あたり約3.5万人)

預金量 **161兆円**
(1 金庫あたり約6,300億円)

貸出金 **80 兆円**
(1 金庫あたり約3,100億円)

当期純利益 **2,912億円**

自己資本比率 **12.75 %**

不良債権比率 **4.0 %**

※ 信金中央金庫 地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」及び金融庁「令和5年3月期における金融再生法開示債権の状況等」等をもとに全信協にて作成。

3. 信用金庫における事業再生支援について



- 信用金庫は事業地域が限定された金融機関であり、取引先の事業再生支援は、地域経済への影響や雇用の確保といった観点からも、重要であると認識している。
これまでも、信用金庫が主導して対応するケースのほか、金融調整が必要なケースでは、適宜、中小企業の事業再生等に関するガイドラインや中小企業活性化協議会などの準則型の私的整理手続を活用してきた。
- 信用金庫業界の事業再生支援の件数は、2020・21年度は政府の新型コロナの各種支援施策等もあって減少していたが、2022年度以降は増加の傾向にある。
- 信用金庫は、中小企業専門の金融機関であり、いわゆる小規模事業者との取引が9割を占めている。準則型の私的整理手続の中でも事業再生ADR手続や地域経済活性化支援機構等が用いられる場面は、ある程度規模の大きい企業が多いため、信用金庫は少額債権者の立場となることが多い。
また、信用金庫は、全体的に銀行と比較して小規模な金融機関であるため、同じ金額の債権放棄であっても、当該金融機関の経営に及ぼす影響は異なってくる。
- このように、金融機関の債権者の立場であっても、業態によって立ち位置が異なってくることを十分にご理解いただきたい。

4. 総論（基本的方向性等について）

① 企業が早期かつ迅速に債務を整理し、事業再構築に取り組める環境を整備する観点から、多数決による金融債務の整理を可能とする法制を設けることについては、取引先そして地域経済を支える信用金庫業界として異論はない。

② 本制度は、迅速性を持たせつつ、透明性や公平性、経済合理性が確保され、少額債権者の権利も守られるような枠組みとすることが望まれる。

③ モラルハザードの観点には十分留意のうえ、債務者と債権者の双方にとってバランスのとれた枠組みであることが望まれる。

例えば、悪意を持った不適切会計等を行った債務者や、手続中の偏頗弁済を行った債務者については、本制度の対象から除外することが考えられる。

5. 各論点に対する考え方①

(1) 本制度と現行の私的整理・事業再生手続を並置する際に留意すべき点について

- 既に、中小企業の事業再生に関するガイドラインや中小企業活性化協議会など、さまざまな準則型の私的整理手続が整備・運用されているため、本制度は、現在の私的整理手続と並列するような選択肢の1つとして位置づけられるべきである。
そのうえで、債権者・債務者が本制度と既存の手続を適切に使い分けできるようにしていただきたい。
- また、現行の準則型私的整理手続から本制度への移行、本制度から法的整理手続への移行—といった手続の移行が円滑に行うことができる枠組みが望まれる。
※ 金融機関の立場としては、本手続から法的整理手続に移行したケースにおけるプレDIPファイナンスの弁済の優先性の確保等は整備していただきたい。

(2) 対象債権について

- 商取引債権や労働債権を保護することで事業価値が維持され、事業再構築が円滑に進められる可能性が高まるものと考えられることから、既存の準則型私的整理手続と同様、本制度は、対象債権を金融債権に限定することが望ましいと考える。

5. 各論点に対する考え方②

(3) 担保付債権の扱いについて

- 本制度において、債権放棄等の権利変更となる債権は、実質担保価値のない非保全部分のみとする必要があると考える。
なお、この場合、担保評価額算定の合理性も考慮し、非保全部分を確定させることが必要であると考えます。

(4) 一時停止について

- 一時停止の枠組みが無ければ手続が阻害される恐れがあるため、本制度において、一時停止に強制力を持たせる枠組みは必要と考える。

(5) 計画案決議について

- 再生計画の実現には、債権額ベースで一定割合の債権者の賛成を得る必要があると考える。
- 一方、主要債権者の都合だけで、少額債権者が不利な立場とならないよう、債権者の頭数での要件も加える必要があると考える。

5. 各論点に対する考え方③

(6) 裁判所認可手続きについて

- 本制度における裁判所の認可に際しては、迅速性確保や債権者保護等のバランスも配慮したうえで、公平性の観点から、法令違反、計画内容の妥当性等を判断材料に加えることも必要と考える。

(7) 第三者機関の関与の在り方について

- モラルハザード防止の観点から、第三者機関の役割は重要であり、第三者機関には公平性・透明性、そして専門性が求められる。
- 第三者機関においては、再生計画案の実現可能性の確認や、スポンサー企業が適しているかどうか十分に精査等も重要と考える。

5. 各論点に対する考え方④



(8) 少額債権者保護について

- 多数決での反対債権者については、債権者による裁判所の認可に対する即時抗告が可能とされるだけでなく、認可の前にも意見を十分に主張できる機会を設けることが考えられる。
- また、一定の少額債権については、海外での制度も参考に「債権の買取請求権」等の措置や、対象債権から除外することを検討することが考えられる。

(9) その他の論点等について

- 本制度における「事業再構築」について、定義を明確にする必要があると考える。
- 債権者が債権放棄等を行うケースでは、債務者の経営者責任・株主責任の明確化を定めるべきと考える。
- 債権者が債権放棄等を行うケースでは、無税償却が認められるよう整理していただきたい。